

# 小樽市立潮見台小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月3日改定

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」「いじめは全ての児童に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童にも生じうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるようにいじめのない学校づくりを推進していくとともに、対人関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において自立し、粘り強く、たくましく生きていく力を育んでいくことを目指し、いじめ防止対策推進法第13条に基づき「小樽市立潮見台小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

## 本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- ・児童同士、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係をつくる。
- ・児童、教職員の人権意識を高める。
- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- ・いじめの未然防止に努め、早期発見、積極的な認知、早期対応による適切な指導を通して早期解決を図る。
- ・いじめの問題について保護者、地域、関係機関との連携を図る。

## 1 いじめの理解

### ア「いじめ」の定義【条例第2条】

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、その早期対応にあたる。

なお、いじめの認知に当たっては、次の点にも留意する。

- いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児

童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とする。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当する事案を法第 22 条及び条例第 23 条に基づき設置する本校の「いじめ防止委員会（いじめ問題対策委員会）」で情報共有して対応する。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくないことから、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ \*1」、「多様な背景を持つ児童 \*2」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童等を学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

\*1 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のこと。

\*2 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童の家庭での過重な負担、外国人児童等）などにある児童のこと

## イ 「いじめ」の解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心

身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止対策委員会を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断するものとする。

## 2 「いじめ」防止に向けた基本方針

児童のいじめを防止するために、学校はもとより社会全体がいじめを起こさせない風土づくりに努める必要がある。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要であり、その実行のために、学校・家庭・地域が一体となって児童の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

学校は、その中心となって役割を果たすため、次のことを児童及び教職員、保護者、地域に対して、指導並びに協力依頼を行う。

### ○児童に対して

- ・児童一人一人が認められ、互いを大切に、学級・学校の一員であることを自覚できるような学級・学校づくりを行う。また、学級・学校のルールを守る規範意識の醸成に努める。
- ・児童にとってわかる授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるという命の大切さを、特別な教科徳を要として全教育活動の中で育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という意識を、様々な活動の中で指導する。
- ・「見て見ない振り」をすることは、「いじめ」をしていることにつながるということや、「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・情報モラル教室を開催し、インターネットを通じてのいじめを防止し、効果的に対処できるように指導する。

### ○教職員に対して

- ・「ほっと」などを活用し、学級の様子を客観的に把握し、児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるような授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実に努める。
- ・日常的な児童の観察を行うとともに、定期的な個人面談を実施し、児童の実態を常に把握する。
- ・いじめ未然防止プログラムに沿った年間の指導の充実に努める。
- ・定期的にいじめに関する研修を行い、いじめ防止に係わる対応・対策を共有する。

#### ○保護者に対して（保護者との連携）

- ・家庭生活の様々な機会を通して善悪の判断力を育成
- ・家庭における日常の積極的な子どもとの会話
- ・子どもの持ち物の紛失や増加に注意を払うこと
- ・服装の汚れや乱れ、怪我に注意を払うこと
- ・どんな小さなことでも、気になることがあった場合の学校への連絡・相談
- ・スマート7に関する理解及び生活習慣の改善についての協力

#### 3 「いじめ」の未然防止

いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、児童が傍観者とならず、「学校いじめ防止対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、些細な兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりをもち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- ・児童が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任をもって行動できるような規律があり、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりをする。
- ・児童の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、称賛、対話及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- ・学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成に努める。
- ・「いじめに関する授業」の学期ごとの実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめをしない、させない態度・能力の育成に努める。
- ・いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わず誰かに相談することを促す指導を行う。
- ・児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・教育活動全体を通じた、教員と児童との信頼関係の構築に努める。
- ・いじめの問題の理解と対応にかかわる学期ごとの校内研修等を通して、教職員の資質向上に努める。
- ・児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通して性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
- ・児童及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進する。
- ・家庭訪問、学校便りなどを通して、家庭との緊密な連携・協力を努める。
- ・配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編制や学校生活の節目の適切な指導に努める。

- ・「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日常的に適切な支援を行うとともに、児童に対する必要な組織的指導を行う。
- ・「多様な背景をもつ児童」については、日常的に当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童にする必要な組織的指導を行う。

#### 4 「いじめ」の早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、些細な兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から複数の教職員で的確に関わりをもち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- ・いじめ防止キャンペーン、各学期に1回の定期的なアンケート調査、子ども理解支援ツール「ほっと」（道教委）や学校環境適応感尺度「アセス」、教育相談の実施等により、早期のいじめの実態把握と児童がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- ・学校いじめ防止対策委員会による事実関係の把握と積極的ないじめの認知に努める。
- ・スクールカウンセラーによる、全員を対象とした個別面接等の実施に努める。
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・行動記録や会議等による教職員全体のいじめに関する情報の共有と教育委員会への報告を行う。
- ・ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化に努める。

#### 5 「いじめ」の早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- ・学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記する。
- ・いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめを受けた児童へのスクールカウンセラー等による教育相談を行う。
- ・いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す指導をする。
- ・いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の保護者への支援、助言をする。
- ・いじめを行った児童の保護者への協力要請及び助言をする。
- ・必要に応じて保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有する。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- ・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産

に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する。

- ・いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童に合わせた継続的なケアを行う。
- ・いじめを行った児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとでの取組とする。

## 6 校内体制について（いじめ防止委員会）

- ・校内に「いじめ防止委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、生徒指導部、当該担任とし、必要に応じて養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。また、いじめが認知された場合は、関係機関職員とも連携する。
- ・本校におけるいじめ防止の取組に関することや相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等を行い、いじめを含めた生徒指導上の情報や指導等について、全教職員で共有するものとする。なお、具体的な役割については、次のとおりとする。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核としての役割を果たす。
- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（P D C Aサイクルの実行）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う。
- ・被害児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口になり、「学校いじめ防止委員会」の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う。
- ・いじめの相談やいじめが疑われる事案があった場合は、当該学級（学年）担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して進める。なお、いじめに関する情報

については、児童の個人情報の取扱いに細心の配慮をしながら、本校の教職員が共有できるようにする。

- ・本校のいじめ防止に係る取組結果を学校運営協議会での熟議の上公表し、次年度への取組の改善に生かす。

#### 7 重大事態への対処（教育委員会をはじめ関係機関との連携）

- ・重大事態が発生した場合は、本基本方針に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

- ・重大事案とは（法第28条）

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたときと疑いがあると認めるとき。

※具体的には、①児童が自殺を企図した場合、②身体に重大な障害を負った場合、③金品等に重大な被害を被った場合、④精神性の疾患を発症した場合、などのケースが想定される。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当の期間は、国の不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく個々のケースを十分把握する必要がある。

- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。
- ・被害児童・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

#### 8 教育委員会および各関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合は小樽市教育委員会へ報告し、重大事態発生時の対応等については、法に即して小樽市教育委員会の指導助言を求め、学校として組織的に対応する。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であることから、学校運営協議会、PTAや地域の会合等で、いじめの問題など健全育成についての話し合いを深めることを依頼する。
- ・PTAと連携し、小樽市教育委員会の施策である「スマート7」を推進していく。
- ・学校運営協議会においては、いじめの問題について必ず情報提供し、共通理解を図る。
- ・重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。